

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業

地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業

地域における成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き

< 概要 >



成年後見制度利用促進体制整備委員会

（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業 【テーマ番号89】
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 <概要>

【事業目的】

- ・成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理する。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に携わる者、その他地域連携ネットワークに参画する者等が、地域における権利擁護支援のための体制づくりを進めるにあたっての指針や手引きの作成を行う。

【事業内容】

1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

- (1) 成年後見支援センター等に対する支援場面毎の調査(ヒアリング調査、11機関)
- (2) 平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施自治体へのヒアリング調査(3都道府県)
- (3) 中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査(4機関)

2 手引きの開発

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築および中核機関の設置等に関して、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面別に、標準的な支援機能を示すとともに、地域連携ネットワークの構築を行う際、支援機能を具体的に展開するための指針となる手引きを開発する。

3 フォーラムの開催

市区町村担当者等を対象に、成年後見制度利用促進と本研究にて開発した手引きを広報・周知し、各地での中核機関の立ち上げ・支援機能の展開を推進する。
(2018年3月7日東京にて開催)

4 報告書のとりまとめ

1～3の結果を報告書にとりまとめ、ウェブサイト上に掲載する。

【事業実施体制】

本委員会の設置(4回)

ワーキンググループの設置(8回)



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

第Ⅰ章 いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために ～誰のための制度か～
- 3 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を

→何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。

第Ⅱ章 中核機関の役割

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関等の役割
- 2 中核機関の果たす具体的役割

→「中核機関の役割」、あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。
また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。

第Ⅲ章 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市町村における中核機関の設置・運営
- 2 地域連携ネットワークの支援機能の整備
- 3 地域連携ネットワークの発展に向けて
- 4 都道府県の役割

→中核機関の立ち上げ、整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）や具体的な方策、事例等について記述しています。



地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ

(「手引き」第Ⅱ章P15より)

中核機関の役割

ア：地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「**司令塔機能**」

イ：地域における「協議会」を運営する「**事務局機能**」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「**進行管理機能**」

●「チーム」 (日常生活圏域～自治体圏域)

●中核機関が進行管理する 3つの「検討・専門的判断」 (日常生活圏域～自治体圏域)

- ※既存の会議体（地域ケア個別会議等）の活用が可能。
- ※3つの検討のうち、複数の検討を1つの会議体で行うことも可能。
- ※障害・高齢等、複数の会議体に分かれて検討することも可能。

●「協議会」 (自治体圏域～広域圏域)

- ※中核機関が事務局を担う。
- ※既存の会議（地域ケア推進会議、自立支援協議会、虐待防止ネットワーク会議等）の活用が可能。

地域連携ネットワーク

本人、後見人

福祉関係者（介護支援専門員、相談支援専門員等）

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」

②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」

③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等

地域包括支援センター

社会福祉協議会

民間団体・NPO等

医療・福祉関係団体

地域関係団体

金融機関

家庭裁判所

中核機関

市町村

都道府県

- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※中核機関は、家庭裁判所との適切な連携を確保する観点から、市町村と一体となって公的業務を担う（都道府県がこれをバックアップする）。



中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割(フロー図)

(「手引き」第Ⅱ章P19より)

支援の各段階と、地域において
「3つの検討・専門的判断」を担保する
「進行管理機能」

(1) 広報・啓発段階

(2) 相談受付、アセスメント、 支援の検討(支援方針検討)段階

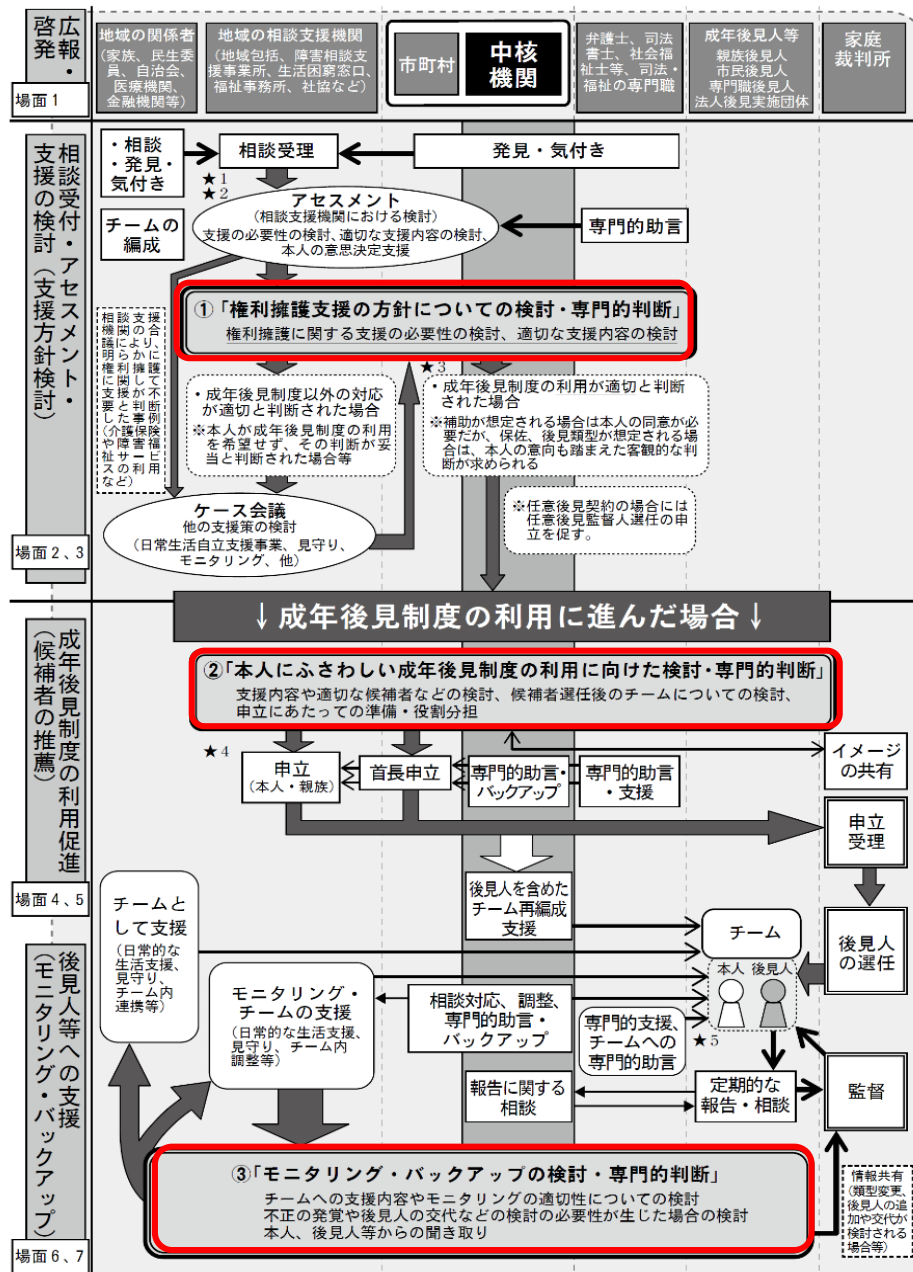
①権利擁護支援の方針についての 検討・専門的判断

(3) 成年後見制度の利用促進 (候補者推薦)段階

②本人にふさわしい成年後見制度 の利用に向けた検討・専門的判断

(4) 後見人等への支援(モニタリング・ バックアップ)段階

③モニタリング・バックアップの 検討・専門的判断



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。



「中核機関の役割・機能と期待される効果」

(手引き第Ⅱ章P20-21より)

■現状の課題(例示)

(フロー図における「目詰まり」)

■中核機関の役割・機能

■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」がどう解消されるのか)

広報・啓発

・【本人、家族、住民等】
制度が知られていない

・【包括等相談窓口】
制度が知られていない

・【本人、家族、住民等】
成年後見制度の相談先がわからない

・【本人、家族、住民等】
相談しても、自治体や家庭裁判所
にたらい回しにされる

研修・講演会等による周知・広報

明確な相談窓口の設置
(各自治体・中核機関)
本人・親族・施設・病院・事業所等
への相談対応・相談会

・制度を本人、家族、住民、地域の
福祉関係者が理解する。
・本人に身近な人が発見・気付き、
相談に繋がりがやすくなる。

・成年後見に関する相談窓口が
明確化される。
・相談の機会が増える。
→相談が行われやすい環境が整う。

相談受付

アセスメント・支援の検討(支援方針検討)

・【地域の相談支援機関、市町村等】
権利擁護の課題に関する法的な
支援の必要性がわからない

・【地域の相談支援機関、施設等】
ケース検討で成年後見ニーズ
が判断されない(その結果、包括等
適切な機関につながらない)

・【社会福祉協議会等】
日常生活自立支援事業や生活困
窮者自立支援事業等において、
利用者の判断能力が低下しても、
事業を利用し続けている

・【地域の相談支援機関、施設等】
任意後見契約を締結している本人の
判断能力が低下しても、任意後見が
開始されない(監督人が選任されない)

相談機関における検討への
専門職の派遣(法律・福祉)
権利擁護支援のアセスメント、
後見ニーズの見極め

検討・専門的判断1 支援方針検討
自治体支援者相談機関等方針
決定・首長申立て判断等

日常生活自立支援事業からの移行、
生活困窮者自立支援事業等における
利用促進

任意後見発動の監督人選任のタイミ
ングに関する助言、サポート

ケース検討に専門職が参加するこ
とで法的な課題が明らかになり、成
年後見制度の利用を含めたケース
検討が行われる。

相談機関関係者等が適切にケース
を分析・判断し、必要な支援方針の
見立てが行われるようになる

本人の状態変化に応じて、適切な
時期に成年後見制度の利用につな
ぐことができるようになる。

本人の状態変化に応じて、適切な
時期に任意後見監督人選任を行う
ことができるようになる。



「中核機関の役割・機能と期待される効果」

(手引き第Ⅱ章P20～21より)

■現状の課題(例示)

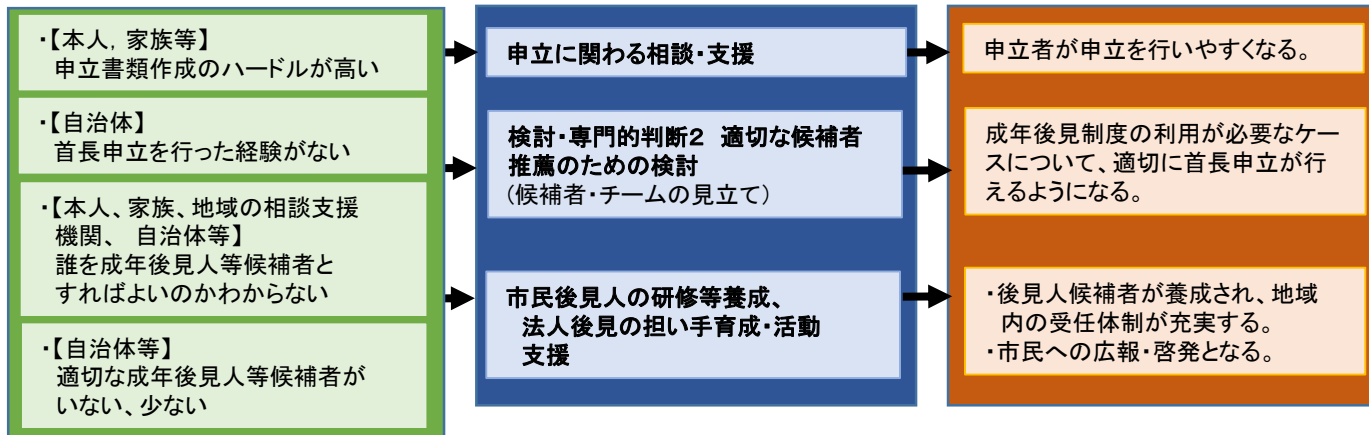
(フロー図における「目詰まり」)

■中核機関の役割・機能

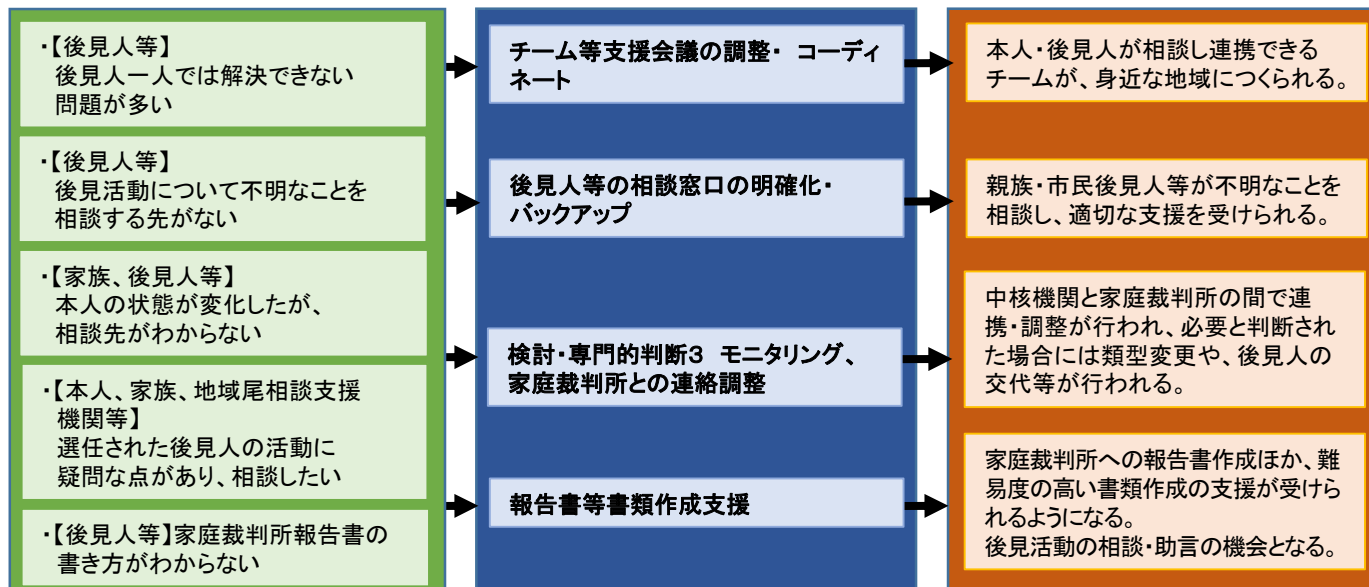
■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」がどう解消されるのか)

成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)



後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)





地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(ヒント・ポイント解説)



ヒント！

- P37 何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか
- P38 市町村社協における成年後見制度への取組状況～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」結果から
- P39 機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素
- P84 成年後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携
- P93 平成29年度12月12日付局長通知で示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」
- P94 地域の実情に応じた自治体体制整備
初動期工程の考え方 例示
成年後見制度利用促進にかかる市町村の計画



ポイント解説

- P53 ①中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」
- P55 ②家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果
- P64 ③中核機関設置に向けた各段階での家庭裁判所との連携について
- P82 ④候補者推薦機能の充実にに向けた一歩としての、家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任
- P88 ⑤市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 参考事例のご紹介



参考事例のご紹介

- P.42 ○現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）
単独・直営 福島県いわき市の場合（いわき市役所保健福祉部保健福祉課）
単独・社協委託 愛知県豊田市の場合 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）
広域・社協委託 上伊那圏域の場合 上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）
広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合 尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）
- P.63 ○愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス
- P.66 ○地域の成年後見ニーズ予測の考え方①
～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より
○地域の成年後見ニーズ予測の考え方②
～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より
- P.75 ○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践
○出張相談によるニーズ把握のための工夫
○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
- P.78 ○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ
○相談窓口職員に対する研修の実施
- P.79 ○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる
○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
- P.83 ○家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供
○市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備
○「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている
- P.86 ○市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築
○成年後見人等サポートの実施
- P.90 ○市民～関係者各層別の実践的研修の実施
○支援者育成のための工夫
- P.91 ○市民後見人の育成、フォロー体制の構築
- P.95 ○市町村計画策定事例（単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として）
- P.101 ○成年後見制度の利用を促進するための条例の制定
- P.103 ○県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して
○都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援
- P.104 ○広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して
- P.110 ○静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員・オブザーバー構成

本委員会 委員

新井 誠（委員長）	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長
五十嵐 禎人	医師（千葉大学社会精神保健教育研究センター）
池田 恵利子	公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 （成年後見制度利用促進特命担当）
植村 豊	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長
小原 秀和	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
長谷川 和世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長 権利擁護センターぱあとあな運営協議会 委員長
山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

ワーキンググループ委員会 委員

山口 光治（委員長）	淑徳大学 副学長・ 総合福祉学部社会福祉学科 教授
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 地域福祉担当主査
井上 雅哉	社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会 事務局次長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
齋藤 敏靖	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 クローバー運営委員会 副委員長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援 センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長

オブザーバー

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
内閣府 成年後見制度利用促進担当室
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局